

実地指導における指導事項について

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム)



宮崎県福祉保健部指導監査・援護課

内容

- ① 実地指導の流れ
- ② 指摘事項の例



① 実地指導の流れ

実地指導の流れ

- 
- ① 日程調整
 - ② 実施通知の送付（県→事業所）
 - ③ 書類の確認やヒアリングの実施
 - ④ 結果通知の送付（県→事業所）
 - ⑤ 改善報告書の提出（事業所→県）

② 指摘事項の例

指摘事項の例（勤務体制の確保等）

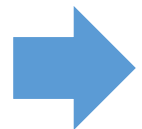
事例①

勤務体制の確保等

（例）

- ・ 勤務表において、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員等の配置が明確でないので明確にすること。

原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、



常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員・介護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にしてください。

指摘事項の例（運営規程）

事例②

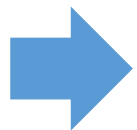
運営規程

（例）

- ・運営規程において記載漏れ、記載内容の誤り、現状との相違（職員の職種、職務の内容等）がある。

運営規程の記載内容が現状に即していない場合、指摘事項となる

可能性があります。



なお、修正後は県へ変更届を速やかに提出してください。

提出先は**長寿介護課**です。

指摘事項の例（処遇の方針／サービス提供の方針）

事例③

処遇の方針／サービス提供の方針

（例）

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、3月に1回以上の開催がなされていない

身体的拘束を施設内で行っていない場合でも3月に1回以上の委員会の開催のほか、指針の整備、定期的な研修も必要です。また、身体的拘束を行う場合は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を満たしているかどうか、慎重に検討する必要があります。

指摘事項の例（身体的拘束等）

【参考】 身体的拘束の三原則

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

指摘事項の例（職員配置の基準）

事例④

職員配置の基準（軽費老人ホーム）

（例）

- ・ 介護職員について、常勤の者を1人以上配置していない。

➡ 軽費老人ホームは、常勤の介護職員を1人以上配置する必要があります。



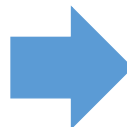
指摘事項の例（事故発生の防止及び発生時の対応）

事例⑤

事故発生の防止及び発生時の対応（軽費老人ホーム）

（例）

- ・骨折の事故について、県に報告されていないことが判明したので、ほかに事故報告が漏れているものがないか再度確認を行い、未報告分については県へ報告すること。

事故（例：骨折、誤薬等）が発生した際には、事故報告書を速やかに県
へ提出してください。提出先は**長寿介護課**です。

なお、養護老人ホームの事故報告書の提出先は各市町村です。